

地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金）制度の概要

地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金）は、全国に比べ雇用情勢が厳しい「同意雇用開発促進地域」又は「過疎等雇用改善地域」において、当該地域に居住する求職者等を一定の条件で新たに3人以上（創業の場合は2人以上）雇い入れ、それに伴い事業所を設置・整備（その費用の合計が300万円以上のものに限ります。）する事業主が対象となります。

助成額（年額）は、次のとおりで1年ごとに3回支給されます。

設置・整備に要した費用	雇入れた対象労働者の数			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1,000万円以上 5,000万円未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5,000万円以上	300万円	500万円	700万円	900万円

※ 当初、雇い入れた対象労働者が、前職を事業主都合により離職していた場合は、第2回目以降の支給時期に在職している人数（最大5人まで）に応じて、1人につき50万円の追加助成があります。

※ 第2回目以降の申請時に、完了日の常用労働者数及び対象労働者数を維持していない場合は支給されません。ただし、対象労働者については、一定期間内に補充者を雇い入れていれば、支給されます。

富山県内における対象地域

① 同意雇用開発促進地域

地域名	構成市町村	管轄所	期 間
滑川・中新川	滑川市、上市町、立山町、舟橋村	滑 川	平成23年7月 1日から 平成26年6月30日まで
氷 見	氷見市	氷 見	平成22年5月 1日から 平成25年4月30日まで

② 過疎等雇用改善地域

市町村名	管轄所	期 間
南 砺 市	砺 波	平成22年4月 1日から 平成28年3月31日まで
下新川郡朝日町	魚 津	平成22年4月 1日から 平成28年3月31日まで
富山市のうち、旧婦負郡山田村、旧同郡細入村	富 山	平成22年4月 1日から 平成28年3月31日まで

※ 本助成金は、富山労働局職業対策課助成金係で取り扱っておりますので、お気軽にご相談ください。